

奈良市民だより

No. 154

市民のうごき

人口	187,721
男	91,175
女	96,546
世帯	51,198
面積	211.9km ²
(6月1日現在)	

おもな記事

交通災害共済・市民憲章をつくろう
水道料金改訂のあらまし
議会だより
消防署西大寺出張所竣工
栄華橋完成

北和都市連合
交通災害共済

1日1円で最高50万円

6月15日から受け付け・給付開始

1日1円であなたを
交通災害から守りましょう



北和都市連合交通災害共済組合

申込みの窓口 奈良市役所・各出張所 連絡所/天理市役所
大和郡山市役所・各支所/生駒町役場

交通事故・家族を、知人を、隣人を、突然奪い去ったり、痛ましい傷痕を残す交通事故……。私たち市民の、生活の夢を一時にこわしてしまふ交通事故は、最近ますます増える一方です。

全国で始めて都市連合で実施する交通災害共済保険は、いよいよ6月15日から受け付け開始です。

共済保険は、加人も見舞い金の支給もかんたんな手続きで、被害者や家族の人びとの生活を、早急に保護するために設けられたものです。

掛け金はわずか1日1円(中学生以下は年額250円)で見舞い金は最高50万円から1週未満でも2,000円。

家族ぐるみ、自治会や団体もいっしょに共済保険に加入して、交通事故にそなえ、いつまでも明るく楽しい生活を守りましょう。

★ ★ ★ ★

手続き方法は、さきに各家庭に配布したパンフレットまたは、市民だより5月15日号を見て下さい。

詳細は市役所接議年金課へお問い合わせ下さい。

参議院議員通常選挙投票日

7月7日(日)

午前7時……投票開始

午後6時……投票終了

よかったと

心にのこる

選びかた



中消防署 西大寺出張所庁舎竣工



(竣工した西大寺出張所)

市消防本部は、去る6月8日午前10時から市内佐紀町54番地6（近鉄西大寺駅北口を東へ300米）に、このたび新設した中消防署西大寺出張所庁舎の竣工式を挙りました。

この施設は、最近急激に発展する西郊地域の住民の安全を確保するための消防警備態勢の充実をはかろうとするものです。竣工式には市長も出席し「この施設は都跡、平城、

伏見の分遣所を統合して機動力の倍加をはかった。私は昨年消防機材を使わない消防（予防消防）を提唱し、1昨年の火災件数が55件、昨年は人口増にもかかわらず、48件に7件減少させる効果を得た。また都市連合による消防応援協定を結び無線周波数を統一させるなど消防効果をあげている。本年は化学消防車1台、無線車1台を増車し、さらに機材の整備をはかる。最後に私は常に消防団員の奉仕的活動に感謝している」とあいさつがあり、つづいて市会副議長らの祝辞があつて終了いたしました。施設の内容は、建築面積105.6平方メートル、軽量鉄骨平屋建て、そこに無線付き消防車2台を配車し職員9人（所長1名、4人交代制）を配置することになっている。

西大寺出張所の電話994605です。

税金でご不満をおもちの方は

「税務署から更正や決定を受けたが、その理由がよくわからない」とか「納税が遅れたため差し押えを受けたがどうも納得することができない」というときは、まず税務署でその理由をよく聞いて下さい。

その理由に納得することができないときは税務署に「異議申し立て」をすることができます。それでもまだご不満のあるときは国税局に「審査の請求」をすることができます。

1. 「異議の申し立て」は更正決定、差し押えなどの通知を受けた日から1カ月以内に税務署に書面で提出して下さい。

2. 「審査の請求」は、異議の申し立てに対する税務署の決定に納得することができないときは「決定」の通知を受けた日から1カ月以内に国税局に書面ですることになっています。

3. 「審査の請求」に対する国税局の裁決に対してもなお納得することができないときは裁決の通知を受けた日から3カ月以内に裁判所に訴訟をおこすことができます。

4. 更正や決定を受けたが、いろい

ろの事情で「異議の申し立て」や、「審査の請求」ができる期限が過ぎてしまったときには税務相談所にその苦情を申し出る方法があります。苦情のお申し出は口頭で結構です。

★ ★ ★ ★

5の日は税の相談日

毎月5日、15日、25日（その日が

通学・通園にこれで安心

栄楽橋の完成

市は学童、園児らの通学、通園の安全をはかるための1つとして、市内法蓮桜町の佐保川に3月末から建設工事をすすめていた歩行者専用橋「栄楽橋」がこのほど完成し、地元の人たちから非常に喜ばれています。

市内芝辻、油阪西方地区の建設ブームと人口増加によって、通学、通園するときは、交通量の激しい船橋通りを通らねばならないため、常に危険がともない、地元の人たちからこの橋の建設について強い要望がありました。市はこれにこたえて総工

市民憲章をつくろう

市民の声高まる

伸びゆく郷土の将来の心の道しるべとして、市民憲章を市民の総意によりつくろう。そして全市民がお互に理解しあい、心をつなげてその総力を結集し、明るく、住みよい、夢と希望をもてる大奈良市をつくりあげていこう。

市長の提唱でスタートした市民憲章は、その後市民の間にも制定を望む声次第に高まりつつあり去る5月30日には、市地区自治連合会（下出久治郎会長）と市地域婦人団体連絡協議会（塚口淑子会長）の代表が市役所を訪れ、鍵田市長に「市民憲章の制定発意署名簿」を手渡しました。これは、奈良市制施行70周年と明治100年という意義深い年に早期制定を要望しますという各自治会長らの署名簿です。近く市民代表による市民憲章制定委員会がつくられ11月3日（文化の日）に発表のできるよう進められることになっています。やがては、街づくり、心づくりの基本となる市民憲章が制定され、市民生活に根をおろし花ひらくときがくることでしょう。

日・祝日のときは、その翌日には各税務署で税金について、いろいろの疑問や、質問にお答えしております。お気軽におこし下さい。



完成した栄楽橋

6月市議会に提案された

水道料金改訂案のあらまし

—基本料金 8 立方メートルまでは25パーセントに—

奈良市は6月10日開会された市議会に水道料金改訂案を提出いたしました。いま奈良市に限らず、全国の水道企業は経済性と公共性、資本費の重圧、収益収支と資本収支のギャップなど共通の問題をかかえております。奈良市でも去る昭和38年10月以来、料金値上げを抑制し、あらゆる努力を注ぎ込んで施設の拡張計画を推進してまいりましたが、増大する人口に対処し、同時に全市給配水管の拡充整備という大事業をやりとげるには、やむを得ず料金改訂を実施せざるを得ないことになったわけです。しかしながら一般家庭用は、8立方メートルまでは25%の値上げにとどめ、市民生活を圧迫しないよう可能なかぎりの配慮をしておりますが、全体から見れば73%とかなりの高率になっております。そこで、市水道の現状をご理解いただくため、料金改訂案のあらましをご説明いたします。

★ ★ ★ ★

◇5年間据え置きの実行水道料金

現行の水道料金は、昭和38年10月に改訂実施されたものです。

その後5年間経済の推移、社会状況の変化等によって、販売原価と給水原価との間に、当初の予想をはるかにこえる著しい格差を生じてきております。このため、企業収支はここ3年にわたりはなはだしくその収支の均衡を失って、年ごとに給水量の増加が直ちに赤字欠損額を累増せしめる因となっております。

◇用途別料金を口径別料金に

また、料金体系についても、現行の用途別の料金建ては、必ずしも適正な原価によって配分されているものとはいえないのです。そこで昭和43年7月1日から給水原価を基準とした口径別料金体系に改訂することとし、すみやかに収支の均衡をはかるため平均73パーセントの収入増を期待する価格の改訂を行なうことと

(写真・建設すすむ須川ダム)

して6月に開かれる市議会に提案いたしました。

これまで、諸物価の値上りとともに水道料金改訂をも考慮すべき段階がございましたが、水道事業の合理化と、水源の見とおしが中途半ばのまま、水道料金の改訂はするべきではないとの考え方から今日に至ったものであります。

◇明るくなった水源の見とおし

木津川水系からの水源確保については、建設省、厚生省、経済企画庁その他関係諸官庁と十数次にわたる接衝を重ね、また奈良県に対しても協力を求めた結果、見とおしは明るくなってきました。

◇水道財政再建計画の樹立

更に、水道事業会計についてはこれまでの宅地造成会計との不合理な関係を離脱せしめ、独立した水道事業の積極的な経営を含めた財政再建計画の策定によって、経営合理化のめどがつかしましたので、今回水道料

金改訂案を6月市議会に提案することとしたものであります。

◇8立方メートル料金を新設

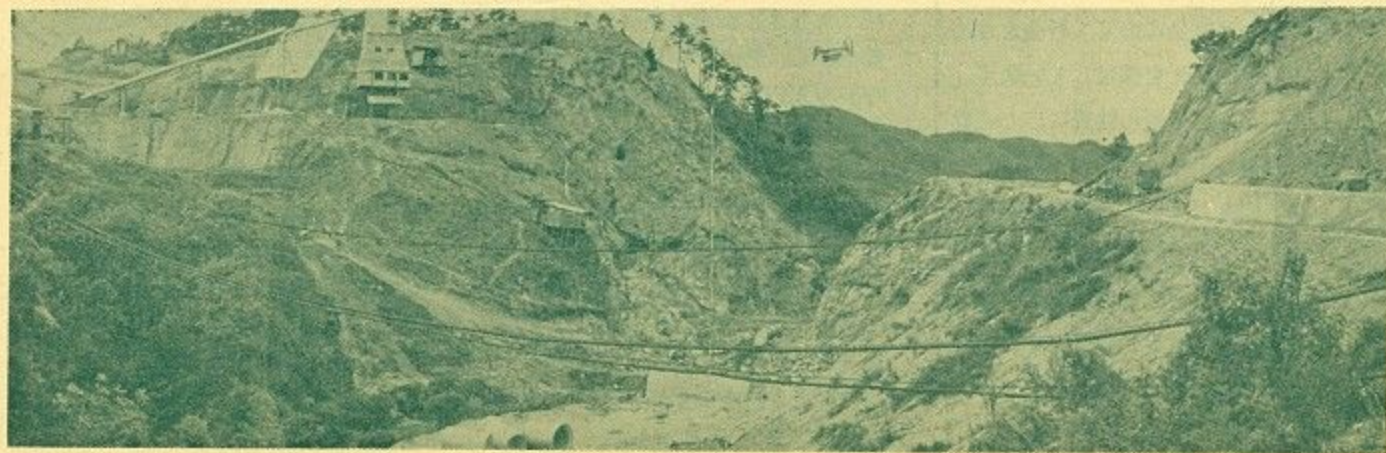
基本料金の決定にさいしては、給水戸数の4分の1を占める、使用水量が多くない一般家庭に対して、料金改訂の波が強くあたらぬように特に8立方メートルの料金を新設して配慮をしております。

◇生活用・浴場用などの料金に配慮

さらに、生活用水または、これに準ずるものとみなされる口径13ミリから25ミリまでの料金については、10立方メートルをこえるものについてのみ従量料金を附することとして負担を軽減する措置を講じているものであります。

このほか、浴場用料金については公共料であることを考えて従量料金を軽減しております。

また、工業用水などの大量の給水を必要とする企業に対しては、水道料金改訂が工業用商品原価に及ぼす



影響を少なくするため、自家さく井に対する助成措置を考慮しております。

◇口径13ミリの場合25パーセントから53パーセント程度の引き上げ

なお、改訂料金の一例をあげると一般用の13ミリの口径の場合（全世帯の92パーセントが該当）、現行料金にくらべて25パーセント（月8立方メートル使用の場合は月70円）から53パーセント（月15立方メートル使用の場合月225円）程度の引き上げにとどまるようにしています。

◇新しい拡張事業で26万1千人の水を確保

水道局では、豊かな水の都市をつくるため昭和43年度を初年度として新しい拡張事業（第3期拡張第3次事業とよんでおります）。を実施します。この事業は、昭和45年度に完成するものですが、これが完成すると新たに送水管、配水池、浄水場などの施設ができ、26万1千人の人口に給水することができます。

水道局では、伸びつづける人口の水需要をまかなうため、絶えず莫大な費用をかけて拡張事業や改良工事を行ない、一方では、企業経営努力をすすめて、すみやかに水道財政の建てなおしをはからなければなりません。

☆☆☆☆

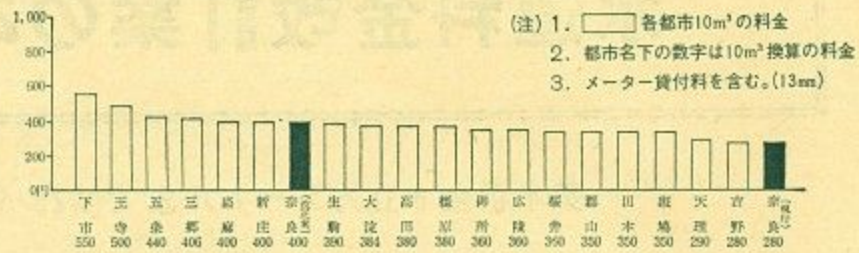
口径別料金とは

現在の水道料金は、用途別料金といって水道を使っている需用家の業種によって料金をきめていますが、改訂案では水を供給するのにかかる原価に応じて料金をきめる口径別料金を採用しています。

これは、原価の性質に応じて費用を割り振り、メーター口径の大きさにもとづいて料金格差をつけようとするものですから、負担の公平という意味では、現行よりも一歩進んだ料金といえます。

☆☆☆☆

県下住宅用水道料金比較表



(注) 1. 各都市10m³の料金
2. 都市名下の数字は10m³換算の料金
3. メーター貸付料を含む。(13mm)

豊かな水の都市建設へ 皆さまのご理解とご協力を

以上水道の料金改訂案の内容のあらましをごく簡単にご説明いたしました。水道局としては、水道事業の社会的任務を痛感し、断水など事故防止に全力をあげ、経営の改善やサービスの向上につとめたいと考えています。なお、こうした企業経営努力を進めるとともに今回の料金改訂案によってすみやかに水道財政の建てなおしをはかり、市民生活にご迷惑をおかけしないよう、健全な水道の運営をはかりたいと考えています。皆さまがたの格段のご理解とご協力をお願いいたします。

合理的な口径別原価料金

口径別水道料金

新しい水道料金のしくみ

奈良市の水道料金は、今までの水の使用目的、用途（業種別）によって料率が異なる“用途別料金”を採用していましたが、今回の料金改訂案では、“口径別料金体系”を採用することとしています。厚生省の諮問をうけて設置された日本水道協会料金制度調査会では水道料金のあり方として、口径別料金体系がのぞましいと、昭和42年8月に答申しています。東京都や京都市、神戸市をはじめ県下でも天理市で既に採用されており、今後とも口径別料金に切り替える都市はふえていく傾向にあります。

口径別料金は水道管のメーター口径（大きさ）が大きいほど流れる水量が多く、給水サービスをうける度合いが大きいところから、それぞれのメーター口径（大きさ）に応じて料金をいただくためですが、今回の改訂案では生活用水や小口需用に対してはできるだけ安くするための配慮をしています。

基本料金は口径13ミリメートルの場合10立方ミリメートルまで400円、これに従量料金が加算されます。ただし8立方メートルまでですと1カ

月350円です。水道は日常生活にとって欠かすことができないものですので、生活用水として使われる部分に対しては、できる限り安くなるように配慮をしています。

たとえば、メーターの口径（大きさ）が13ミリメートル～25ミリメートルの家庭には、1戸1カ月基本水量8立方メートル、または10立方メートルの枠をこしらえて、改訂率を下げるように配慮しています。（全市給水栓数の98パーセントに当たる一般家庭や商店などがこれに該当します）。次に基本料金は口径別に13（16）ミリメートル400円（8立方メートルまでの場合350円）20ミリメートル650円（8立方メートルまでの場合550円）25ミリメートル900円（8立方メートルまでの場合750円）となっています。その代りに月の使用水量が10立方メートルをこえた場合は、最初の10立方メートルまで（20立方メートルまで）1立方メートルにつき50円、21立方メートルをこえる場合はそのこえる分1立方メートルにつき55円の高い料金を従量料金として加算するしくみです。口径40ミリメートル以上の場合には、今までとちがって基本水量はついておらず、それぞれの口径に応じて異なる基本料金のほか、1立方メートル当

たり、55円で計算した従量料金が加算されます。ただし公衆浴場、共用浴場については、公定料金であるとの含みから、従量料金をそれぞれ減額するよう配慮しています。くわしくは(表1)および(表2)を参照してください。

累積した水道赤字

奈良市の水道は、昭和38年10月に料金改訂を行ないこれとともにいわゆる自然流下導水路事業をはじめとして水道施設の新規拡張事業にとりくんできました。この間水道の台所は現行料率のまま据えおいて何とかやりくりを続けてきましたが、経営の赤字が累積して昭和42年度には1億7千万円の赤字を生じ、繰越利益剰余金でこれを補っても、なお赤字は1億1千万円、資金不足を示す不良債務額は、1億7千万円にのぼる赤字決算を出してしまいました。これは宅地造成事業の利益を繰り入れる措置を同年度からとりやめたことに直接の原因がありますが、端的にいうと水道のコストが料金のわくを大巾にこえて、いわば水を大量に使っていただければいただくほど赤字が増える状態に陥ったことによるのです。

(表-1) 改訂料金表(案)

1. 専用給水装置

(1) 基本料金

メーターの口径別	料 金 (1カ月につき)		
13ミリメートル及び 16ミリメートル	基本水量	8立方メートルまで	350円
		10立方メートルまで	400円
20ミリメートル	基本水量	8立方メートルまで	550円
		10立方メートルまで	650円
25ミリメートル	基本水量	8立方メートルまで	750円
		10立方メートルまで	900円
40ミリメートル			2,000円
50ミリメートル			3,000円
75ミリメートル			7,000円
100ミリメートル			12,000円
150ミリメートル			24,000円
200ミリメートル以上			管理者が定める額

(2) 従量料金

用途別	メーターの口径別	料 金 (1カ月につき)
一般用	13ミリメートルから 25ミリメートルまで	使用水量10立方メートルをこえ20立方メートルまでの分 1立方メートルにつき 50円
		使用水量20立方メートルをこえる分 1立方メートルにつき 55円
	40ミリメートルから 150ミリメートルまで	1立方メートルにつき 55円
		200ミリメートル以上
公衆浴場用		1立方メートルにつき 33円
共同浴場用		1立方メートルにつき 22円

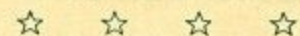
2. 共用給水装置

(1) 基本料金

料 金 (1戸1カ月につき)	
8立方メートルまで	210円

(2) 従量料金

料 金 (1戸1カ月につき)	
8立方メートルをこえる分	1立方メートルにつき 37円



(表-2) 現行料金表

1. 専用給水装置

用途別料金

種 別	最低料金(1ヶ月につき)		超過料金 1立方メートル につき
	水 量	料 金	
住 宅 用	10立方メートルまで	280円	29円
湯屋及び撒水用	300立方メートルまで	6,000円	20円
公 共 用	10立方メートルまで	280円	30円
事 業 用	10立方メートルまで	280円	30円
共同浴場用	100立方メートルまで	1,400円	14円
特 殊 用	20立方メートルまで	560円	38円
プ ール 用	100立方メートルまで	1,800円	18円
公衆便所用	100立方メートルまで	1,900円	19円

2. 共用給水装置

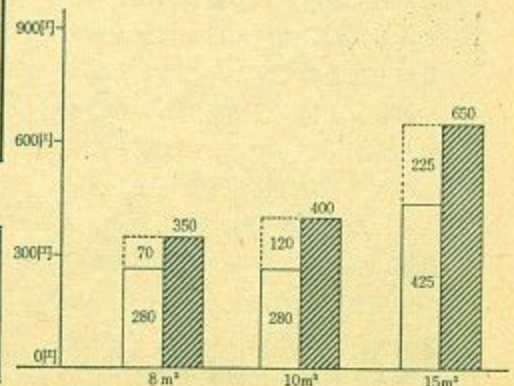
種 別	最低料金(1ヶ月につき)		超過料金 1立方メートル につき
	水 量	料 金	
住 宅 用	7立方メートルまで	180円	29円

新旧料金比較表(1)

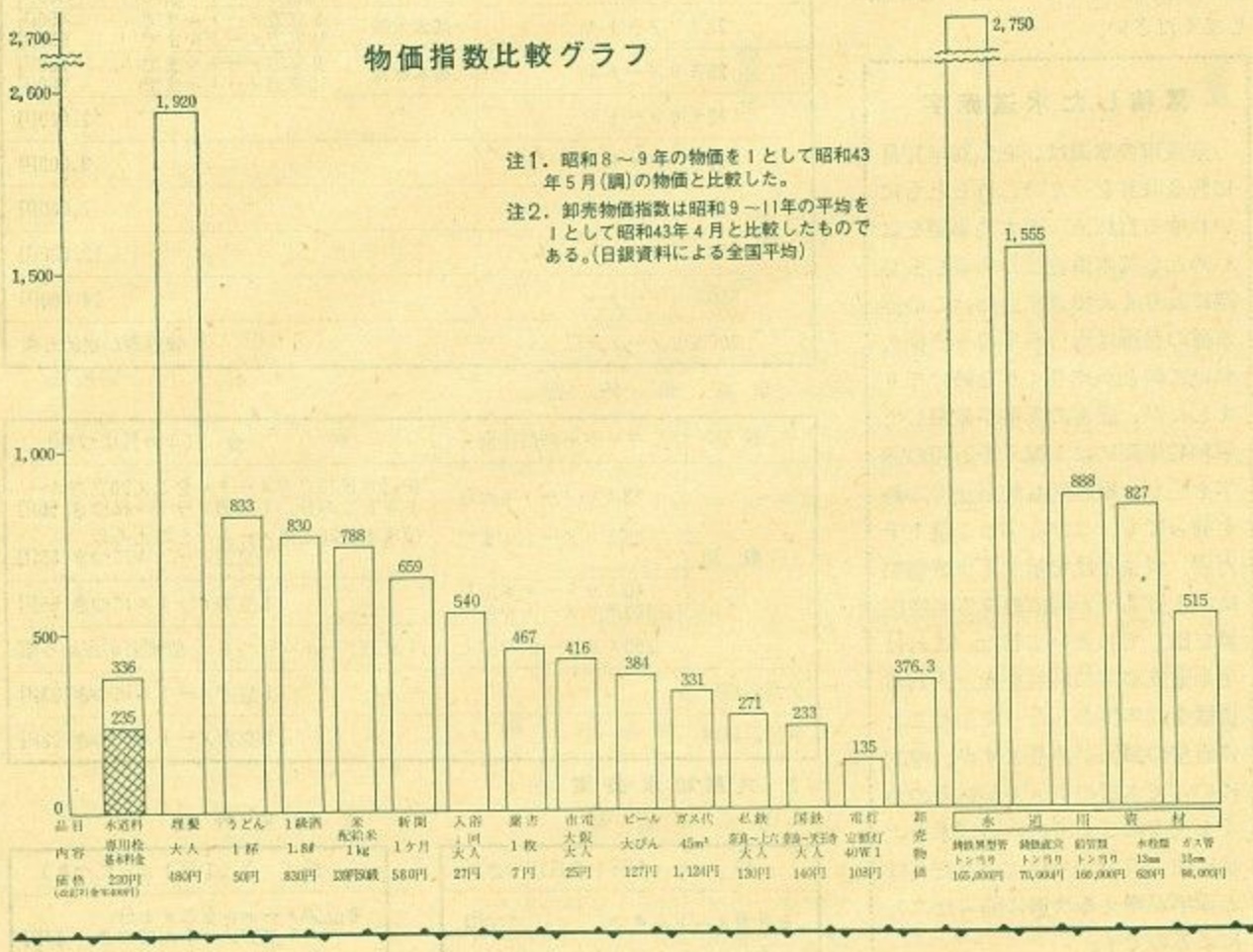
一般家庭(メーター口径13ミリ)の場合
1カ月のご使用量

8立方メートル 350円
10立方メートル 400円
15立方メートル 650円

注1 現行料金
2 改正案料金
3 改訂料金増加分



水道資材は最高 2,750倍 — 料金は改訂案で336倍



起債元利償還額も増加

水道のコスト計算をする場合、経営を一番苦しくする費用として一番こたえるのが借金の返済金(支払利息)です。本市では、住宅の急増、文化生活の向上により、給水人口ならびに、使用水量が急上昇している実情は、すでにご承知のとおりですが、水道局ではこうした事態を予想して昭和39年度から第3期拡張第2次事業いわゆる自然流下導水路事業を推進してきました。この拡張事業によって建設される施設にはダム、トンネル、浄水場のほか、配水管などが主なものですが、こうした施設の建設資金は、すべて国からお金を借りてまかなってきたので、その借金の返済の時期にぶつかってしまうことになったのです。そのほか、人件費、物件費もベースアップや物価の値上りなどで年々増加がきげられません。このためやむをえず料金改訂案を6月議会に提案することにな

ったのです。

これまでとられた措置とあらたな拡張計画

これまで水道料金が値上がりしないようにと、宅地造成事業をあわせ経営して上げた利益を組み入れて、なんとかつじつまをあわせてきました。しかし、こうした方法には限度があるということで、昭和43年度から宅地造成事業を市長部局に移管して、この機会に利益金の繰り入れをやめることにしたのです。このため昭和43年度の水道予算は当初から1年間だけで、2億6千8百万円の赤字を計上しなければならなくなりました。3月市会では水道事業は赤字の対策をたてて、経営再建を早く実施するよりの要望決議も行なわれました。ところで水道局では、増加する一方の給水量をまかなうために、1昨年の断水事故のあとこれまでの給水計画を全面的に再検討した結果、総額約35億円に及ぶ拡張計画

を実施して、給水人口26万1千人に給水する計画を樹て、このほど厚生省の事業計画の変更認可を受けました。この拡張事業を今後重点的に実施することによって須川ダムをはじめとする自然流下導水路事業のしあげをはかり、断水の心配をなくしたいと考えています。今回の拡張計画で整備拡張が行なわれるのは、処理能力40,000トンの急速ろ過池6池をはじめ、延長41キロに及ぶ送水管、配水管、容量17,560トンをはこぶ配水池などですが、このほか、市内の老朽した配水管の改良、メーターの取り替え、漏水の防止等を積極的に実施してまいりたいと考えます。

水道の赤字再建計画では、単に赤字をなくするために料金を引き上げるといってではなくて、先に述べたような水道施設の改良整備新設を引き続いて実施をしていくという内容になっています。



◇中学生におくるコンサート◇

- ・とき 7月19日午後2時～4時
- ・ところ 奈良市庁舎別館大ホール
- ・人員 700人
- ・入場料 無料
- ・出演者 関西学院大学マンドリンクラブ

◇親と小学生のキャンプ◇

- ・とき 7月27日(土)～7月28日(日) (1泊2日)
- ・ところ 鳴川教育キャンプ場
- ・人員 小学生および親100人
- ・経費 1人200円1部補助
- ・内容 キャンプファイヤー、工作、採集など。
- ・申し込み 7月20日まで奈良市教育委員会青少年課

すべての子どもがすこやかに

夢と希望の楽しいつどい

- ◇…… 子どもは未来の郷土をになう大切な宝です。……◇
- ◇…… すべての子どもたちが心身ともに健康で明るく育つようお願い、……◇
- ◇…… 夏休みにつぎの催しをおこないます。多数参加して下さい。……◇

◇おはようサイクリング◇

- ・とき 7月21日(日)～7月23日(火)毎日午前6時30分～7時30分
- ・集合場所 国鉄奈良駅前
- ・コース 当日お知らせします。
- ・対象 小学校5年生以上、誰れでも参加出来ます。
- ・人員 制限しません。
- ・会費 無料
- ・備考
 - 希望者は当日集合場所へお集まり下さい。
 - 自転車は各自持参のこと。車種は自由です。
 - 雨天の日は中止します。

【青少年課】

夏(休)み(教)室

◇種別および開催日時

- 手芸教室＝7月22日～8月19日
毎週月曜日 午後3時30分～5時
- 工作教室＝7月23日～8月20日
毎週火曜日 午後3時30分～5時

絵画教室＝7月26日～8月23日

毎週金曜日 午後3時30分～5時

珠算教室＝7月27日～8月24日

毎週土曜日 午後3時30分～5時

母と子の体育教室＝7月28日～8月25日、毎週日曜日午前9時～11時

卓球教室＝8月22日～8月26日

毎日 午前7時～8時30分

△対象 小学校3年生以上中学校1年生まで、ただし「母と子の体育教室」は幼児と小学校2年生までとする。

△人員 30人で締め切ります。

△受講料 無料 ただし教材費として50円を徴収します。

△申し込み 7月15日までに住所、氏名、学校名、学年、保護者名を明記して奈良市西木辻八軒町200 奈良市青少年児童会館(電話22-7039)または、奈良市紀寺町教育委員会青少年課(電話22-1314)

議会だより

6月定例市議会が開会されました

奈良市6月定例市議会は、7月10日開会、会期は6月10日より6月29日までの20日間と決定されました。上程されました案件は次のとおりです。

1. 繰越明許費の繰越計算書の報告について
2. 継続費、繰越計算書および予算繰越計算書の報告について
3. 市長専決処分の報告について
 - (1) 昭和42年度奈良市一般会計補正予算(第9号)
 - (2) 昭和43年度奈良市一般会計補正予算(第2号)
 - (3) 昭和43年度奈良市一般会計補正予算(第3号)

4. 株式会社奈良市清美公社の経営状況の報告について
5. 財団法人奈良市都市開発協会の経営状況の報告について
6. 市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて(原案承認)
 - (1) 奈良市税賦課徴収条例の一部改正について
 - (2) 昭和43年度奈良市一般会計補正予算(第4号)
7. 奈良市国民健康保険条例の一部改正について(原案可決)
8. 奈良市公営住宅条例の一部改正について(原案可決)
9. 工事請負契約の締結について(原案可決)
10. 市道路線の認定について(原案可決)

次に、昭和43年度奈良市一般会計補正予算(第5号)
昭和43年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

奈良市給水事業給水条例の一部改正について

以上の3議案について市長より提案理由の説明ありましたが、重要議案でもありますので議案熟読のため11日、12日は休会とし、13日再開と決定し、10日は教会しました。なお、本議会は13日に再開され、13、14日の両日は日程質問に入り特別委員会が設置され、上記の3議案について慎重審議に入ることになります。

参議院議員通常選挙の立会演説会

7月7日に実施される参議院議員通常選挙の立会演説会をつぎの日程で行ないます。

これは6月17日から始まりますが22日以降の分を掲載します。

- 6・22 午後2時 清美小学校講堂
- 6・29 午後8時 鶴舞小学校講堂
- 7・4 午後8時 佐保小学校講堂

近く二つの統計調査が行なわれます

【文書課】



商業統計調査

7月1日現在で全国の商店、商社を対象として、第9回目の商業統計調査が行なわれます。

この調査は商店の分布状況、商業活動の実態を明らかにすることを目的としたもので調査の結果は商業政策、中小企業施策などの行政上の基礎資料となるほか一般の産業界、商業界でも営業の指針として広く利用されます。奈良市では市内全域にわたり約3,500店について、もれなく調査を行ないます。

就業構造基本調査

7月1日現在で全国一斉に行なわれます。

この調査は全国から1万9千ほどの調査地域をえらび、その地域に住むひとびとの仕事の内容や就業のしかたなどをしらべます。

適切な雇用対策をたて、ひとびとが能力に適した仕事につくことができるような基盤をつくるなど、この調査はこうした施策をたてるうえに必要な統計資料をつくることを目的としています。

これら2つの統計調査の実施に当たりましては、身分を明らかにする証票を携帯した調査員が7月上旬に調査票用紙を配布いたしまして記入を依頼いたします。

どうか正確にご記入のうえ、この調査が円滑に行なわれ良好な成果を収めることができますよう、お手数ですがよろしくご協力下さるようお願いいたします。

野外活動指導者講習会を開きます

青少年の健全な育成をはかるための1つとして、教育キャンプを奨励するため、県と市の共催で次のとおり講習会を開きますので多数参加して下さい。

- ◇期日 昭和43年7月13日(土)～14日(日)
- ◇場所 奈良市立鳴川教育キャンプ場(東鳴川町)
- ◇対象 各種の青少年団体および子供会の指導者・小、中、高校の教員および各市町村関係担当職員・市内一般青年リーダー
- ◇集合場所 7月13日午後2時、奈良県庁前
- ◇経費 無料
- ◇携行品 スプーン、はし、洗面具、防寒具(セーター類)、雨具(レインコートなど)、懐中電灯、軍手、毛布、筆記用具、リック、水筒、健康保険証
- ◇申し込み 7月5日(金)までに奈良市教育委員会青少年課、(電☎1314)に氏名、年齢、所属団体名、住所、連絡先記入のうえ申し込んで下さい。

健康で清潔なまちに

夏の 大掃除を

行ないます【清掃課】

今年の大掃除は、さきに田原、柳生、大柳生、東里、荻川の山間地域各出張所管内と東市、帯解、精華の各連絡所管内の区域において行ないましたが、引き続き次の区域において実施します。

実施日	曜日	実施地区
6・23	日	佐保地区
6・30	日	飛鳥・甲治地区
7・7	日	富雄・大宮・辰市地区
7・10	水	椿井地区
7・13	土	東市地区
7・14	日	済美・茨阪地区
7・21	日	都跡・平城・大安寺地区
7・28	日	学園地区
8・4	日	伏見・あやめ池地区

※ 実施日が、もし雨天の場合はその翌日に実施し、さらにその翌日が引き続き雨天の場合は改めて実施日を指定します。

※ 大掃除は必ず指定日に実施して下さい。ごみは各自治会の指定する



三歳児検診を行ないます

【衛生課】

三歳児は一生のうちで最も大切なときです。この時期に心と体の両面で正しい発育をしているかどうかを検診しますのでぜひ受診して下さい

1. 検診の内容

知能テストによる発育状態の測定 身体の発育状況の検診、相談と指導

2. 対象児

昭和39年10・11月生まれの子

3. 検診料 無料

4. 検診場所

奈良保健所(市内西木辻八軒町)

5. 日時

7月4日

- 9.30～11.30 富雄
- 1.00～3.00 大安寺、平城、帯解、明治、辰市、精華、田原、大柳生、柳生、東里、荻川

7月11日

- 9.30～11.30 椿井、済美
- 1.00～3.00 飛鳥、茨阪

7月18日

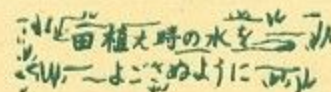
- 9.30～11.30 東市、都跡
- 1.00～3.00 佐保、大宮

7月25日

- 9.30～11.30 アヤメ池、伏見、学園(A、B、C、F留地)
- 1.00～3.00 学園

仮捨て場所に当日捨てて下さい。

※ 大掃除が終わった世帯は「大掃除実施済之証」を適当な場所へ貼付して下さい。



いよいよ田植えの時期になってきました。大切な田植え(稲作)の用水をよごさないようにしましょう。

廃液、悪水、油類などを使用する工場、事業所はもちろん各家庭でもよく気をつけて田植え時の水をよごさないように、注意して下さい。

【農業委員会事務局】

